

学校体育施設開放事業に係る重要連絡事項

1. 使用時間・調整について

- ・『船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則』に基づき、使用時間は1団体1回につき3時間以内となります。ただし、空きがあれば3時間以上の使用も認めますが、新規団体からの使用希望がありましたら、譲りあって使用してください。
現在、市内の利用団体数は非常に多く飽和状態であり、空きがほとんどない状態のため、ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。
- ・申請を希望する全ての団体が使用できるような工夫、調整（希望時間が重なった場合は一週間おき、半面ずつ、短時間使用など）を運営委員会にお願いしておりますので、利用団体においてもご協力をお願いします。
- ・学校及び市行事が最優先となります。学校と運営委員会で情報を共有し、連絡を円滑に行ってください。

2. 登録団体の要件及び使用者の範囲について

- ・登録申請は、1団体1校のみです。（特例：総合型地域スポーツクラブとして複数校を使用する場合は、それぞれに申請してください。）
- ・18歳未満の団体（小・中・高校生等の団体）は、18歳以上の責任者が必要です。使用するときは、18歳以上の責任者に必ず立ち会っていただきます。
- ・団体名簿に登録されている方以外の使用は出来ません。（総合型地域スポーツクラブの主催事業に参加する場合を除く）登録外の方を呼んで使用するようなことが絶対に無いようお願いいたします。なお、他のチームを呼んで練習試合等を行う場合は別途手続きが必ず必要になります。詳しくは、下記船橋市HPをご確認ください。

市HP：運動場・体育館等の開放（登録団体以外の方向け）

URL：<https://www.city.funabashi.lg.jp/gakushu/006/p000827.html>



- ・団体の登録要件は、『船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則』に記載のとおり、市内在住・在学・在勤の10人以上が原則となります。ただし、11人以降につきましては市外在住の方も可とします。
（例：全体11人中、10人が市内在住・在学・在勤、1人が市外在住 等）

3. 使用方法等について

- ・ボール、マット、得点板等の学校備品の無断使用は出来ません。
事前に学校の許可を得るか、団体でご用意ください。
- ・学校設備を破損した場合、復旧にかかる費用は原則、団体が負担することとなります。使用方法には十分気を付けていただきますようお願いいたします。
- ・校内での飲食は禁止です。（水分補給を除く）

- ・使用後は必ず用具の片づけと清掃を行ってください。また、設備の破損等があった場合は学校へ必ず報告してください。
- ・体育館利用の際にテープ貼りは禁止です。また、室内シューズ使用を徹底してください。
- ・使用にあたっては、各校及び各校の開放運営委員会の指示に従って使用してください。

4. フットサル等室内サッカーの体育館使用について

- ・体育館の老朽化及び床損傷防止のため、新規の受付は中止しております。既存の団体につきましては、壁等に向かってボールを蹴る行為や、屋外シューズを使用することのないようお願いいたします。

5. 団体備品の保管場所について

- ・団体で購入した備品について、学校に保管を希望される場合は、事前に学校側の許可を必ず取ってください。無断で学校に保管することは出来ません。

6. 鍵の紛失等について

- ・体育館の鍵やアラームキー等については、絶対に紛失・破損等することのないようご注意ください。

万が一紛失された場合は、直ちに学校に相談の上、指示を仰ぐようお願いいたします。

なお、防犯上の理由から、学校側の判断により鍵やアラームキーの交換をする場合があります。その際にかかる費用は原則、紛失した団体が負担することとなります。

7. 近隣住民とのトラブル及びスポーツ保険への加入について

- ・騒音について多くの苦情が入っております。早朝や夜間の使用は特に音が近隣に響くため、大声を出しての活動にはご配慮ください。
- ・ボールの飛び込み等で発生した物損事故によるトラブルの報告が増えています。私有地に入ってしまった場合は、その日のうちに必ず住民の方に謝罪のうえ、今後同様のことが無いよう再発防止に努めてください。
- ・ボールの飛び込み等で他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合もあるため、スポーツ保険等の賠償責任保険への加入を強くお勧めします。

8. その他トラブルについて

- ・学校外に車や自転車等を停めることは出来ません。近隣店舗また路上への駐車は絶対におやめください。学校敷地内に停める場合は、学校の指示を仰ぐようお願いいたします。
- ・学校敷地内は禁煙です。学校周辺道路も含め、喫煙はご遠慮くださいますようお願いいたします。

「船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則」及び上記事項が守られず改善が見られない場合は、使用の取消し等の対応を取らせていただきます。

9. その他連絡

・体育館改修工事について

工事期間は施設が使えない場合もありますので、その場合は工事期間に限り、他の学校で申請可能ですが、二つの学校で活動することは出来ません。

希望される場合は、希望校の運営委員会長に連絡の上、申請書及び団体名簿を運営委員会長に提出してください。

・運営委員会長の選出について

例年、期限内に書類が提出されない、連絡が取れない等が散見されます。運営委員会と市では業務委託契約を結んでおり、このような状態が続くと契約違反であるだけでなく、学校開放事業を円滑に行うことができません。その為、**運営委員会長は運営委員会議で話し合いの上、適切に業務を行える方の選出をお願いいたします。**また、業務が行えない場合については、**必ず他の方への会長変更をお願いいたします。**

なお、会長が変更となる場合は、事務の引継ぎや、運営委員会口座の名義変更手続きを必ずお願いします。

・ホームページへの掲載について

登録団体一覧、空き状況一覧を、途中申請を希望される方のためにホームページに掲載いたします。運営委員会より各書類が提出されてからの作成となりますので、別紙『開放事務の基本的な流れ』のとおり、期限内に各書類の提出をお願いいたします。

なお、掲載は最短で5月中旬～下旬頃を予定しております。

・令和6年度の行事予定について

「クリーン船橋（ゴミゼロ）の日」・・・令和6年 5月26日（日）（予定）

「船橋をきれいにする日」・・・・・・・・・・令和6年11月17日（日）（予定）

「総合防災訓練」・・・・・・・・・・令和6年11月24日（日）（予定）

会場となっている学校は開放を控えるようにしてください。

また、上記に加え、選挙等で使用できない場合があります。市及び学校から運営委員会あてにご連絡いたしますので、各団体への周知を必ずお願いいたします。